

2026年6月24日

各位

会社名 YCPホールディングス
(グローバル)リミテッド
(YCP Holdings (Global) Limited)
代表者名 取締役兼グループCEO 石田 裕 樹
(コード番号: 9257 東証グロース)
問合せ先 IRグループ 中村 哲 朗
(Tel: 03-6804-3225 E-mail: ir@ycp.com)

(訂正)「剰余金の配当(中間配当)の基準日に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2026年6月22日に開示いたしました「剰余金の配当(中間配当)の基準日に関するお知らせ」に一部訂正すべき事項がございましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正理由

2026年6月22日に開示いたしました「剰余金の配当(中間配当)の基準日に関するお知らせ」について、当社の有価証券信託受益証券(以下「JDR」といいます。)に係る信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(総称して以下「信託受託者」といいます。)との協議の結果、JDRの受益者に対する分配金額に係る権利確定日を変更する必要が生じたため、関連する箇所を訂正するものです。

2. 訂正箇所(下線は訂正部分)

(訂正前)

<ご参考> 配当金及びJDRの受益者に対する分配金の情報(2026年6月22日現在)

	決定事項 (2026年12月期中間)	直近の配当予想 (2026年2月13日)	前期実績 (2025年12月期中間)
基準日 (権利確定日)	*今回開示* 2026年6月30日	-	2025年6月30日
1株あたりの配当金	確定次第開示 (注1)(注2)	0.04米ドル (6.46円)	0.02米ドル
JDR1口 あたりの分配金	確定次第開示 (注2)(注3)	-	2円
配当金総額	確定次第開示 (注1)	-	446千米ドル (72百万円)
配当金の支払開始日	*今回開示* 2026年8月17日	-	2025年8月15日
分配金の支払開始日	確定次第開示	-	2025年9月25日

	(注3)		
配当原資	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金

(注1) 1株当たりの配当金額及び配当金総額は、2026年8月14日に開催予定の当社取締役会において、2026年12月期 第2四半期(中間期)決算とあわせて決議のうえ、開示する予定です。

(注2) JDRの受益者に対する実際の円貨の分配金額は、外貨による普通株式配当金を単純に円換算した金額とは異なります。信託受託者は、受領した外貨による当該配当金額を円貨に変換し、変換された円貨総額から分配金支払に関する手数料を控除した残額を、JDRの総口数で除す方法によりJDR1口あたりの信託分配単価を算出します。このJDR1口あたりの信託分配単価を基準に、JDRの口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税(地方税を含みます。)を適用される範囲で控除した残額を権利確定日(2026年6月30日)現在のJDRの受益者に分配します。その算出の際に生じた1円未満の端数は、切り上げるものとし、当該切り上げによって生じた分配に必要な金銭の不足額は、受託者の信託報酬を減額することにより補充します。

(訂正後)

<ご参考> 配当金及びJDRの受益者に対する分配金の情報(2026年6月24日現在)

	決定事項 (2026年12月期中間)	直近の配当予想 (2026年2月13日)	前期実績 (2025年12月期中間)
基準日 (権利確定日)	*今回開示* 2026年6月30日 <u>(2026年7月3日)</u>	-	2025年6月30日
1株あたりの配当金	確定次第開示 (注1)(注2)	0.04米ドル (6.46円)	0.02米ドル
JDR1口 あたりの分配金	確定次第開示 (注2)(注3)	-	2円
配当金総額	確定次第開示 (注1)	-	446千米ドル (72百万円)
配当金の支払開始日	*今回開示* 2026年8月17日	-	2025年8月15日
分配金の支払開始日	確定次第開示 (注3)	-	2025年9月25日
配当原資	利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金

(注1) 1株当たりの配当金額及び配当金総額は、2026年8月14日に開催予定の当社取締役会において、2026年12月期 第2四半期(中間期)決算とあわせて決議のうえ、開示する予定です。

(注2) JDRの受益者に対する実際の円貨の分配金額は、外貨による普通株式配当金を単純に円換算した金額とは異なります。信託受託者は、受領した外貨による当該配当金額を円貨に変換し、変換された円貨総額から分配金支払に関する手数料を控除した残額を、JDRの総口数で除す方法によりJDR1口あたりの信託分配単価を算出します。このJDR1口あたりの

信託分配単価を基準に、JDRの口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含みます。）を適用される範囲で控除した残額を権利確定日（2026年7月3日）現在のJDRの受益者に分配します。その算出の際に生じた1円未満の端数は、切り上げるものとし、当該切り上げによって生じた分配に必要な金銭の不足額は、受託者の信託報酬を減額することにより補充します。

以上